

# ○京都府立大学環境科学部附属演習林運営規程

(平成20年京都府立大学規程第11号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第11条第2項の規定により、京都府立大学環境科学部附属演習林（以下「演習林」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(演習林本部)

**第2条** 演習林に演習林本部を置き、大野演習林、大枝演習林、久多演習林、鷹峯演習林、日吉演習林及び梅ヶ畑演習林の業務を総括する。

(組織)

**第3条** 演習林の運営には、次に掲げる職員が当たる。

- (1) 演習林長
- (2) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員、技術職員

2 前項第2号の職員は、生命環境科学研究科の教員で、環境科学部の担当を命ぜられたものが兼ねる。

(職務)

**第4条** 演習林長は、演習林の運営を統括する。

2 前条第1項第2号の教員は、演習林の運営及び教育・研究に当たる。

(協議会)

**第5条** 演習林の運営を円滑に行うため、演習林運営協議会（以下「協議会」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 演習林長
- (2) 第3条第1項第2号の教員の中から演習林長が指名する教員
- (3) 生命環境科学研究科の教員で農学食科学部及び環境科学部の担当を命ぜられたもののうちから選出された2名の教授

2 前項第3号の委員は、環境科学部長及び生命環境科学研究科長の内申に基づき学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の招集)

**第6条** 演習林長は、必要と認めるとき協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会の庶務は、演習林事務室において処理する。

(生産物の処理)

**第7条** 演習林の生産物は、教育・研究に供するものを除き、京都府公立大学法

人会計規則（平成20年京都府公立大学法人規則第2号）に基づき処理する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年1月14日から施行し、平成20年8月20日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。